## 佐野短期大学シラバス2013

	科目名 Subject Name	開講年次	開講学期	曜日・時限
	民法 Ⅱ	1年	後期	別途、時間割参照
	Civil Law II			
単位数	授業の形態			授業の性格
2単位 講義		選択		

### 当該科目の理解を促すために受講することが望まれる科目

法学・民法 I

同時に履修しておくことが望まれる科目

権利意識、規範意識を育てるに有効な法律に関する科目

担当者に関する情報				
氏名	研究室の場所	オフィスアワー	電話番号・メールアドレス	
髙須則行	非常勤講師 室	出講日	授業中に指示します	

私たちは家族と共に生活しています。その家族に対して法はどのように規定しているのでしょうか。さらには、私たちは結婚 しますが、そのための条件はどのようなものがあるのでしょうか。さらには、不幸なことですが、お父さんが亡くなった場合 には、お父さんが持っていた財産 (土地や貯金) は残された家族にどのように受け継がれていくのでしょうか、これらを規定 する家族法と相続法の規定内容を概説します。

### 授業の到達目標

①親族関係(血族・姻族)を理解することができるようにする。

- ②戸籍制度を理解することができるようにする。 ③婚姻の要件を理解することができるようにする。
- 組織性と扶養を理解することができるようにする。⑤ 相続制度等を理解することができるようにする。

講義形式で行いますが、その都度、受講生の皆さんに質問し、自らの考えを述べてもらいたいと思っています。そのような双 方向の授業を心掛けていきたいと思います。

# 学習の成果

①親族関係(血族・姻族)を理解し、説明することができる。

- ②戸籍制度を理解し、説明することができる。 ③婚姻の要件を理解し、説明することができる。 ④親権と扶養を理解し、説明することができる。 ⑤相続制度等を理解し、説明することができる。

授業のス	ケジューバ	/と内容
------	-------	------

第1回目	民法Ⅱへのいざない	
第2回目	権利の主体(1):胎児は父親の遺産を相続することができるのでしょうか?	
第3回目	権利の主体(2):認知症の老人が自宅のリフォーム契約をした場合、法的にはどのようになるのでしょうか?	
第4回目	婚姻の要件:結婚をする場合に必要とされる要件とは何でしょうか?	
第5回目	戸籍簿の見方とその仕組み(1):戸籍筆頭者・世帯主・戸籍の附表	
第6回目	戸籍簿の見方とその仕組み (2) :離婚後も婚姻中の氏を名乗りたいのですが、それは可能なのでしょうか?	

第7回目	親権をめぐる諸問題			
第8回目	扶養をめぐる諸問題			
第9回目	相続人・相続	相続人・相続分・遺産分割		
第10回目	欠陥・排除・代襲相続			
第11回目	遺言とはどういうものか?			
第12回目	特別受益者の相続分			
第13回目	遺留分減殺請求権とはどのような権利なのか?			
第14回目	相続人の不存在と特別縁故者			
第15回目	まとめと試験			
成績評価の力	法と基準			
評価の	の領域	割合	評価の基準	
授業参加態度	Ę			
レポート				
調査報告書				
小テスト 60%		60%	基本的・個別的知識の理解度	
中間・学期末試験 40%		40%	発展的・全体的知識の理解度	
発表内容 (態度含む)				
その他				
教科書と参考図書				
山川一陽著『よく分かる家族法』(日本加除出版株式会社・2006)・『セレクト六法』(岩波書店・2010)				
屋体上の心想・ルール				

# 履修上の心得・ルール

教科書を持って来て、授業に参加することは当然ですが、念のためにここに記載しておきます。テキスト・資料(配布プリント)・六法は必ず持ってくること、板書の内容は整理してノートに取ること。